

第7節 地域での防災活動（共助）

災害発生時の対応や被害の大きさは、日ごろからいかに地域住民や学校や企業が協力し合い、準備を行っていたかによって変わってきます。いざというときに組織の力を発揮できるよう、平常時においても、みんなで連携しあいながら防災活動に取り組みましょう。

1. 災害対策は地域のみんで！

（1）自主防災組織

大規模な災害では、火災や道路の寸断などの被害が広範囲に発生するため、消防、警察、自衛隊、行政などの防災関係機関が十分に対応できない可能性があります。そんなときに力を発揮するのが、「地域ぐるみの協力体制」です。阪神淡路大震災時では、地域住民が自発的に救出・救助活動をして被害の拡大を防ぎ、その後の復興にも大きな力を発揮しました。また、災害発生後の避難生活が長引く場合にも、地域住民が助け合って、さまざまな困難を乗り越えなければなりません。

自主防災組織とは、防災という共通の目的をもって活動する地域の皆さんの集まりをいいます。「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで積極的に自主防災組織に参加し、災害に強いまちづくりを進め、「地域防災力」を向上させましょう。

地域では自主防災組織が中心となって、平常時には防災知識の習得のための学習会の開催や各種訓練の実施、災害時には初期消火、救出、救護、避難誘導、避難行動要支援者への支援などの活動を行いましょう。

（2）地域防災リーダー

西成区では地域の自主防災活動の中核となり、災害時に率先して隣接住民を初期消火や救出救護活動に導き、平常時には地域の人たちと防災知識の習得や防災訓練に取り組む「地域防災リーダー」が約450人活躍しています。

◇【資料8】西成区地域防災リーダー設置要綱・設置要領



水防団

西成区には地域の方々により「水防団」が組織され、水害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、地域の人たちの生命や財産を守ることを目的に活動が行われています。

台風や地震により高潮や津波発生のおそれがあるときには、木津川沿いに設置されている鉄扉5基の閉鎖や鉄扉周辺・堤防等の巡回作業を担っています。西成区には3つの分団があり、水害に対する警戒体制を整えています。

2. 地域の防災活動（平常時にすべきことは…）

（1）防災知識の普及

防災対策においては、まず住民一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地域に防災知識を普及させるため、防災講座やみんなが集まれる楽しい防災イベントなどを開催してみましょう。

（2）地域を知ろう！防災点検

防災の基本は、自分の住むまちをよく知ることです。一緒に作業し話し合う防災ワークショップなどで、災害に対する地域の「強み」「弱み」を確認します。

～ 地域で実施されている防災ワークショップ ～

◇ 災害図上訓練（DIG）

災害が起こったときの対応を地図の上で考えます。地震や水害のとき、避難する道や危険な場所、救助に役立つ場所などを探しだし、次々に起こる出来事に対してとるべき行動を描きこんでいきます。災害に対する地域の「強み」「弱み」がわかります。

◇ まち歩き

地図の上で考えた「強み」「弱み」を、実際にまちを歩いて確認します。

◇ 地域の防災マップづくり

まちを歩いて確認した内容を地図に描き地域の防災マップを作成することで、災害に対する地域の特性をみんなで共有します。

◇ 避難所開設運営ゲーム（HUG）

避難所運営を皆で考えるためのゲームで、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験できます。

（3）防災資器材や無線機の点検

防災資器材や無線機は災害発生時に活躍します。西成区では、災害時避難所等に救助用資器材を配備するとともに、各地域に無線機（デジタルMCA無線機）を配備しています。日ごろからの点検や使い方を確認しておくことが大切です。

⇨【資料3】救助用資器材保管場所一覧、【資料4】可搬式ポンプ収納庫設置場所一覧

（4）防災訓練

防災訓練は、いざというときに的確な対応をとるために欠かせないものです。地域の人たちの参加を積極的に呼びかけ、地域一丸となって訓練を行いましょう。

実際の災害を想定した避難所開設運営訓練や津波避難訓練などを実施して、対処法を身につけます。

（5）身近な地域の防災計画づくり

地域の特性に応じた自主防災の役割や、具体的な避難方法や避難所の活用方法など「地区防災計画」として作成しています。

3. 要配慮者への心配り

突然の災害に見舞われたとき、大きな被害を受けやすいのは、高齢者や子ども、障がいのある人や傷病者、日本語がわからない外国人など、なんらかの手助けが必要な人（要配慮者）です。こうした要配慮者を地震や火災から守るために、地域で協力し合いながら支援していきましょう。

要配慮者が必要とする支援は、移動の介助や情報の提供、避難所での配慮などさまざまです。一方、支援を要する人も得意な分野で他の人を支援できる場合もあります。それぞれの個人のできることをわかりあい、非常時に支えあえる関係づくりが大切です。

いざという時の避難やその方法などについて、日頃から隣近所でお互いに確認しておきます。

(1) 要配慮者の心構え

災害時に身の安全を確保し被害を最小限にするためにも、自分でできる災害への備えに努めましょう。

- 災害が起こるとどんな危険があるのか、どう行動したらよいのかを日頃から考えておく。
- 「非常持ち出し品」として、自分の状況に応じて必要な薬や医療器具、生活用品などとともに「緊急連絡カード（ひとりで避難することに不安のある方用）」を準備する。
- 隣近所等、身近な人たちと日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係をつくっておく。
- 火災が迫るなどの緊急時には、大きな声や音を出して周囲に知らせる。

(2) 避難行動要支援者への避難支援

避難行動要支援者（要配慮者のうち、自ら避難することが困難な人でその円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な人）の避難支援は、所在や状況を日頃から把握しておくことが大切です。把握する場合は、その目的や取り扱いについて本人の了解を得ましょう。

避難支援プランをつくろう

誰がどのようにして避難をお手伝いするか、個々の避難行動要支援者と話し合って内容をまとめてお互いに持っておきましょう。一人の方に対して複数の住民で支援するよう具体的な救援体制を決めておきます。避難するときは、隣近所で助け合いながらしっかり誘導しましょう。



日ごろから

積極的なコミュニケーションを

災害時の支援活動をスムーズにするためには、要配慮者の方とのコミュニケーションを日ごろから図っておくことが大切です。

日常からの災害予防支援

ひとり暮らしの要配慮者の方などは、地震に備えた家具の固定などできない場合があります。

4. 避難所開設のために

(1) 避難所の鍵の管理

いざというときに速やかに避難所を開錠するため、避難所となる学校の門、体育館や校舎の鍵は学校施設管理者と区役所、地域（近隣の町会長等）により、複数人で管理されています。地域の防災訓練等で鍵の位置や開錠方法について確認しておきましょう。

(2) 地域の避難所運営

災害時に自主防災組織や地域住民等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、避難所における地域役員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や運営方法を明確にしておきます。

また、避難所ではさまざまな方が共同生活を送ります。避難所の運営にあたっては、避難者の多様性やニーズの違いに配慮し、高齢者や障がいのある方、外国人等の要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりにとりくみましょう。

⇨【参考資料③】避難所運営マニュアル（概要版）

5. 事業者・学校等の取り組み

事業者等は、災害時に果たす役割（従業員等や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識して、災害に対して普段からどのような備えが必要かを確認し、各々の事業所（学校等）における防災マニュアルや事業継続計画（BCP）を作成して、日ごろから備えておきましょう。

(1) 事業所（学校等）の立地条件と災害予測

事業所のある場所（周囲の環境）によって、予測しないといけな災害も異なります。事業所がどんな場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるのかをしっかりと把握しておきます。

(2) 災害時の体制整備

事業所（学校等）の規模や形態に応じた防災体制を整備します。

- 災害対応を適切に行うための災害時の役割分担の決定【役割分担表】
 - ・従業員（学校においては児童・生徒等）の安否確認・救助の体制整備
 - ・客、利用者の安全確保【方法の検討と手順等の作成】
- 防災連絡体制の整備
 - ・従業員（職員）の招集が速やかに行えるよう携帯電話のメール一斉配信の方法などで防災連絡体制を整えておきます。
- 緊急連絡先の確保【緊急連絡先一覧表】
 - ・緊急事態発生時に、防災関係機関等に対して速やかに連絡・通報できるよう連絡先を一覧表にします。
- 職場と従業員（学校と児童・生徒等）の連絡手段（電話・メール不通時）の確認

(3) 情報の収集と整理

気象・災害情報や交通情報等、必要な情報の入手方法を把握しておきます。

(4) 避難対策

事業所（学校等）施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合、どこへ避難するのか、災害の種別毎に施設内外の避難場所、避難経路、避難方法を検討します。

- 施設内の避難場所は、予測される災害に応じて決めておく。
- 施設外に避難する場合の避難場所や避難経路については、複数設定し、選択できるようにしておく。
- 設定した避難経路は実際に通って、途中の危険な箇所や所要時間等を把握しておく。
- 組織としての避難時の非常持ち出し品の準備

(5) 従業員（児童・生徒等）や利用者が待機できる備えと安全対策

施設建物、設備、備品等について、災害時に損壊や転倒、飛散が起らないよう、安全対策をしっかりとします。

- 建物の耐震化
- 棚・備品の固定など建物内の安全確保
- 二次災害の防止
- 水、食糧品などの備蓄

(6) 従業員（児童・生徒等）への防災教育と訓練

従業員（児童・生徒等）の防災・減災に対する理解と関心を高め、いざというとき適切な対応をとることができるよう、災害の基礎知識や平常時、災害時にとるべき行動等を内容とする防災教育を実施し、あわせて、定期的な防災訓練を実施します。

- さまざまな災害の状況を想定した定期的な訓練の実施
- 訓練結果をふまえた、マニュアル等の検証と改善

(7) 地域住民や近隣企業などと連携した防災活動

（安否確認、救助、避難の際の助け合い、事業所施設への住民受入れなど）

- 近隣企業、他のテナントなどとの連携体制の整備
- 事業所（学校等）における地域と連携した防災活動の実施
- 地域の自主防災活動への参加・連携

※ 学校等で開設する災害時避難所は、地域が主体で運営されます。災害時の避難に混乱を生じさせないよう、日ごろから地域と互いの課題やメリットについて話し合うなど連携が必要です。

(8) 事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）の策定

事業継続計画は安全と財産を確保した上で、企業・組織本来の目的である事業継続を目指す計画です。そのためには平常時からあらかじめ準備しておくことが大切です。

- 事業所は災害時における事業継続計画を策定し、企業防災の推進に努めます。
- 屋外移動ができない場合や自粛、抑制等が求められる場合も、テレワーク、時差出勤など適切な措置を講じ、事業継続に努めます。